

別議第1-0099号
平成29年 8月 3日

別府市長 長野 恭 紘 殿

別府市教育委員会
教育長 寺岡 悌 二 殿

別府市議会議長
堀 本 博 行



文書質問書

標記の件について、別府市議会基本条例第9条第4項の規定により、下記内容にて回答を求めます。

記

I 文書質問議員

自民クラブ 首藤 正

II 質問事項について

山の手中学校、浜脇中学校の統合問題について

III 質問項目について

1. 統合中学校の設計企画についての業者募集方法と応募条件の提示内容についての詳細と応募者数（社名）についてご回答ください。
2. ㈱梓設計事務所九州支店と設計業務契約をしているが、その決定に至るまでの経緯と契約内容についてご回答ください。
3. 契約金額142,560千円に決定した根拠とその内容についてご回答ください。
4. 統合中学校の校舎、設備等の配置計画案について以下質問いたしますので、ご回答ください。
 - (1) グラウンドを広くとるべきとの住民及び関係者の要望が極めて強いが、校舎を南側に若干移動することによってグラウンドを広くすること

などを含め、グラウンドを広くする対策はないのか。

- (2) 二階にテラスを建設する予定になっているが、この使用目的が明確でない。その上経費増大支出に繋がる。屋上を改良し効果的利用が出来る構造に変更すべきではないか。その対策は。
- (3) プールを校舎三階に設置する計画になっているが、何故校舎三階なのか、校舎等の配置を考慮すれば地上にプールを建設することが可能であるが地上プールではいけないのか。その理由は何なのか。
- (4) 体育館の建設予定地が最西側用地となっているが、社会体育面、災害避難対策面からみても最東側用地が適地ではないか。

西側では校舎の関係や周辺環境で体育館は暗くなるが、東側に建設すれば、終日明るい体育館となり、社会体育使用や災害避難場所としても寄り付き易くなるが、何故、西側用地内に建設するのか。その理由は何なのか。

なお、次の件についても併せてご回答ください。

- ① 体育館の一階にプールを設置し、二階以上を体育館にすることは出来ないのか。(大分県立別府翔青高校プール方式)
 - ② 体育館は全体敷地の関係上からみて、最適な東側用地に建設し、地下に駐車場を設置する方法はとれないのか。
5. 中学校のプール使用は、一年12ヶ月の内、僅か1ヶ月間の使用のみであり、後の11ヶ月間は使用されず休館状態であり、教育施設として活用することは出来ないのか。一年間を通じて水泳プラス他の体育施設などとして有効活用する方法は検討できないのか。
 6. 中学校の部活の中では、テニス部は必須の部であるが、旧幼稚園の跡地利用計画にテニスコートの新設を含めた施設にすべきであると思うが旧幼稚園跡地の全体計画を示して欲しい。
 7. 構内への車輛の出入口は、学校行事、緊急時、災害時対策に適応できる出入口を設けるべきだが、その対策は。また、構内の車道についても明確にすべきであり、その計画と対策は。特に校舎裏側の市道から構内に通じる出入口を必ず設置すべきと判断されるが、その対策は。
 8. 駐車場は場所を選定し、学務関係車輛、社会教育関係車輛、災害避難車輛のみの利用車を原則とすべきと思うが、その対策は。
 9. 災害避難時の対策として水の確保が常時出来ている施設が必要とされるが、プールの水を一年中溜めておくのではなく、体育館に接する場所に地下タンクを設置することで非常時対策がとれないか。

10. 開かれた学校として校庭内に生徒や地区住民が集い、語り合える場所を創り、school park (school psychologist) として、樹木を植え込み、校庭内空間として学校、地域の人々が有効活用できることを検討できないか。

以上